

諮問事項 林地開発許可

山北町川西での土石等の採掘（岩石採取事業）に係る林地開発許可について

令和6年1月31日
水源環境保全課 森林保全グループ

説明項目

1 林地開発許可事務

- (1) 林地開発許可制度
- (2) 森林審議会への諮問

2 諮問事項

山北町川西における岩石採取事業に係る 林地開発許可について

- (1) 山北町川西における岩石採取事業の概要
- (2) 林地開発行為申請の概要
- (3) 林地開発許可に係る審査(4つの基準)

1 林地開発許可事務

- (1) 林地開発許可制度
- (2) 森林審議会への諮問

(1) 林地開発許可制度

林地開発許可制度：昭和49年の森林法改正で発足

背景：昭和40年代における森林の無秩序な開発が社会問題となり、適切な森林の利用を確保することを目的とする開発制度が必要となった。

許可基準（森林法第10条の2第2項の規定）

- 1 土砂災害のおそれがないこと(災害の防止)
- 2 水害のおそれがないこと(水害の防止)
- 3 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと(水の確保)
- 4 環境を著しく悪化させるおそれがないこと(環境の保全)

以上の4基準の全てに合致し、事業実現の確実性がある開発行為は、許可しなければならない。

(1) 林地開発許可制度

森林法施行令等の改正について

- 国は、太陽光発電に係る林地開発許可基準の運用状況の検証等のため、令和4年1月に有識者を委員とする検討会を設置し、許可基準等の見直しを検討。
- 検討結果を踏まえ、森林法施行令等を改正。



- 太陽光発電施設の設置を目的とした土地の形質変更を行う場合、**0.5haを超えるものについて許可の対象として追加。**

(1) 林地開発許可制度

神奈川県林地開発許可審査基準の改正について

- 林地開発許可に係る審査のため、国では林地開発許可に係る関連通知を定めており、当県はこれを踏まえて「神奈川県林地開発許可審査基準」を規定している。
- 令和4年11月に国は、有識者による検討会の結果を踏まえ、関連通知を改正したことから、これに合わせて、当県の審査基準も改正した。

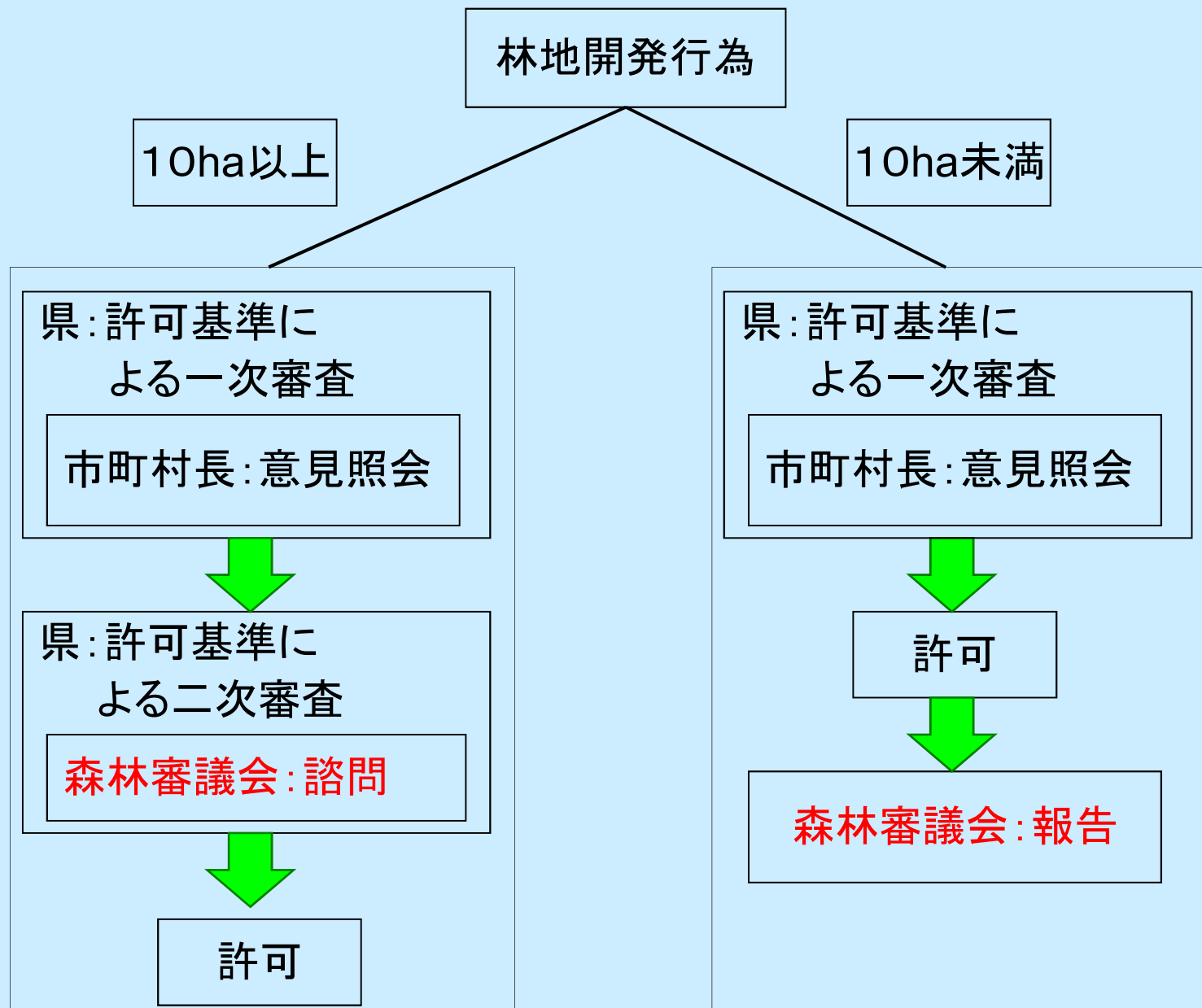
(1) 林地開発許可制度

- 許可を受けようとする者に対し、防災措置を行うために必要な資力・信用、能力を有することを証明する書類を添付することを義務付け。
- 周辺に人家等の保全対象がある場合、排水施設の断面の設計雨量強度について、20～30年確率を採用。
- 主要な防災施設を先行設置し、設置が完了し確認が終わるまではほかの開発行為を行わないことなどを許可条件に追加。

(1) 林地開発許可制度

- 山地災害危険地区上流域等で開発行為を計画する場合、えん提等の対応策を措置することを明確化。
- 完了確認後の周辺地域への土砂流出等の防止を図るため、計画書の内容に防災施設の維持管理方法を位置づけ。
- 森林法に基づく市町村長の意見聴取について、聴取事項を明確化。

(2) 森林審議会への諮問



2 諮問事項

山北町川西での岩石採取事業に係る林地開発許可について

- (1) 林地開発行為申請の概要
- (2) 山北町川西における岩石採取事業の概要
- (3) 林地開発許可に係る審査(4つの基準)

(1) 林地開発行為申請の概要

(今回変更)

松上産業(昭和52年許可): 32.4935ha

松上鉱業(昭和53年許可): 18.0512ha

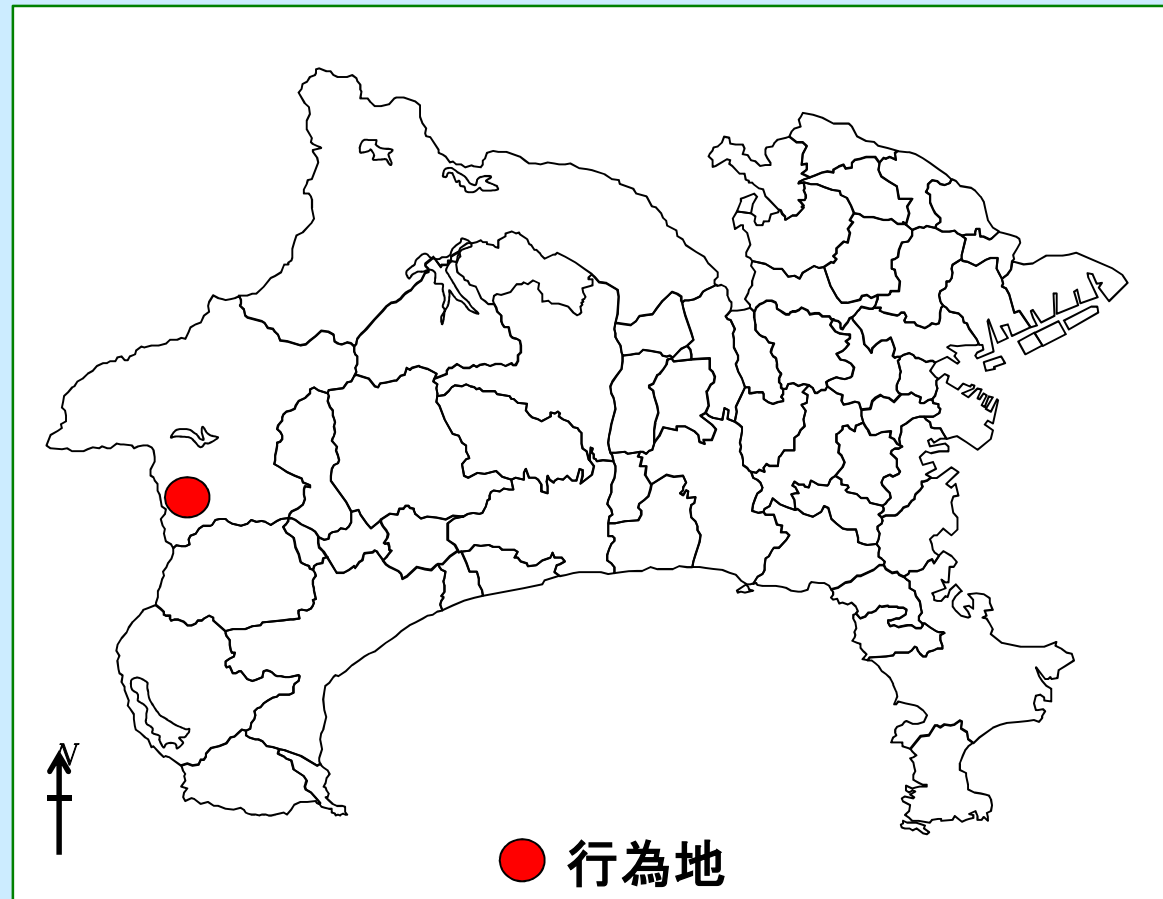
許可を一本化 ➡ 50.5447ha

(変更理由)

開発区域界を意識せずに経営資源であるヒト・モノ・カネ・情報を共有して適材適所に迅速に投入するため。

※許可された大規模案件(開発行為に係る森林の面積が10ha以上の案件)について、新たに開発行為に係る森林の面積が10haを超えるため森林審議会に諮問

(2) 山北町川西における岩石採取事業の概要



行為者: 松上産業株式会社、松上鉱業株式会社

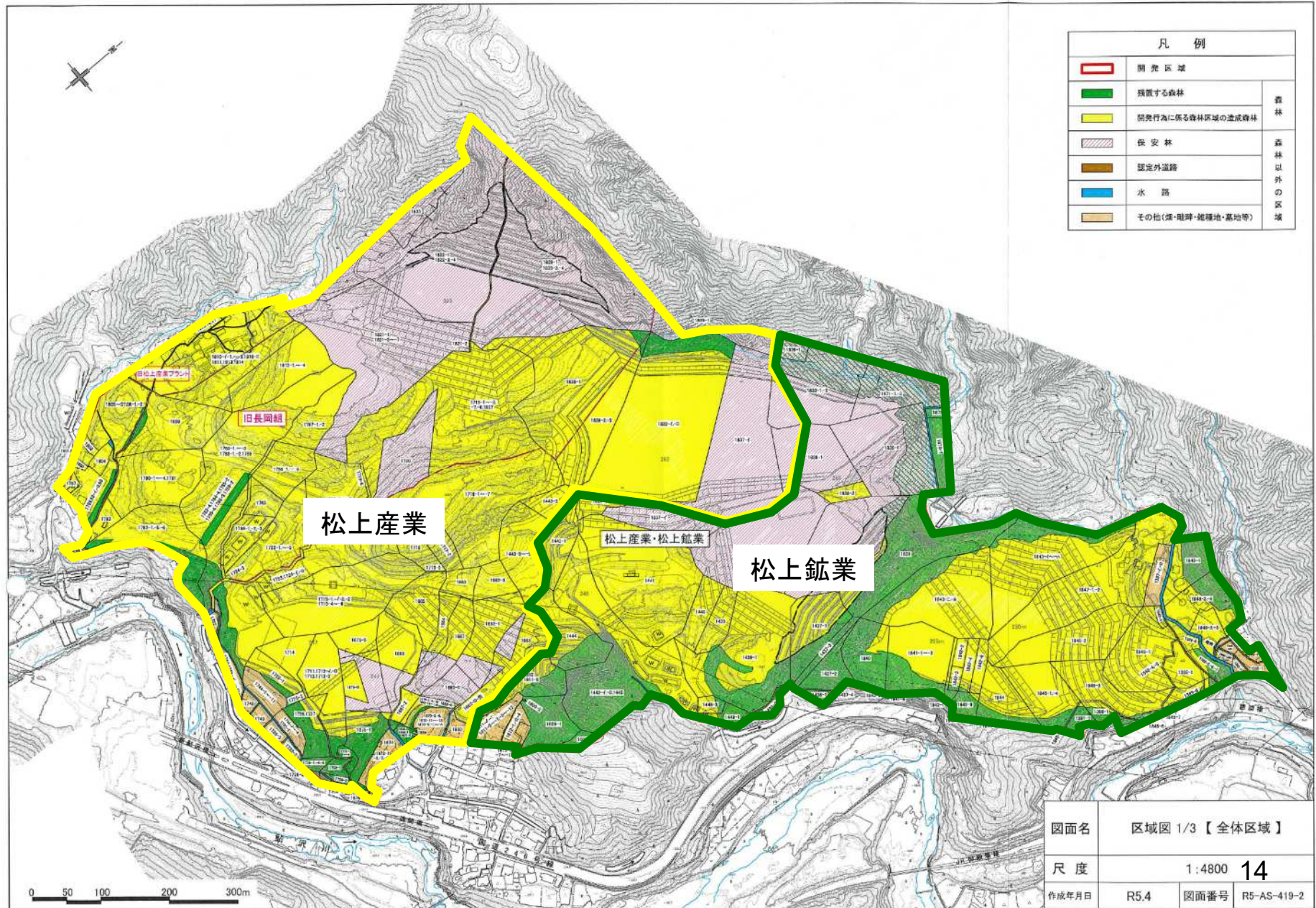
行為地: 山北町川西地内

採石期間: S43年～

(2) 山北町川西における岩採取事業の概要



(2) 山北町川西における岩石採取事業の概要



(3) 林地開発許可に係る審査(4つの基準)

許可基準(森林法第10条の2第2項の規定)

- 1 土砂災害のおそれがないこと(災害の防止)
- 2 水害のおそれがないこと(水害の防止)
- 3 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと(水の確保)
- 4 環境を著しく悪化させるおそれがないこと(環境の保全)

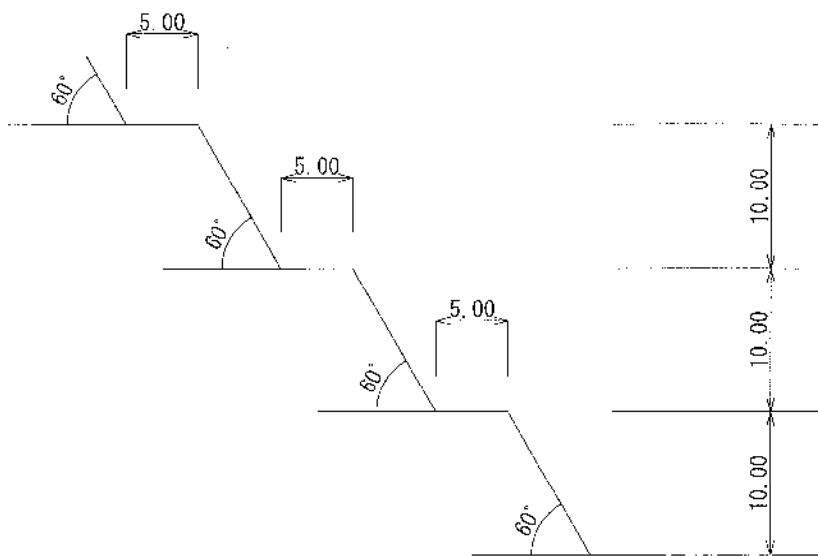
(3) 林地開発許可に係る審査(4つの基準)

① 災害の防止

○切土・盛土法面の勾配が現地に適合したもので、必要に応じて小段の設置等、崩壊防止の措置が適切に講じられる。

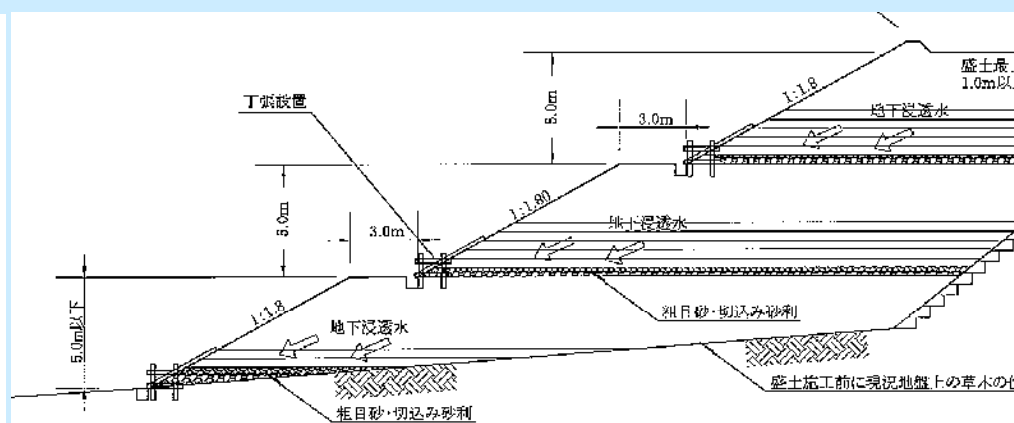
切土工標準横断

勾配 60度以下
小段 10m毎に幅5m



盛土工標準横断

勾配 35度以下
小段 5m毎に幅3.0m



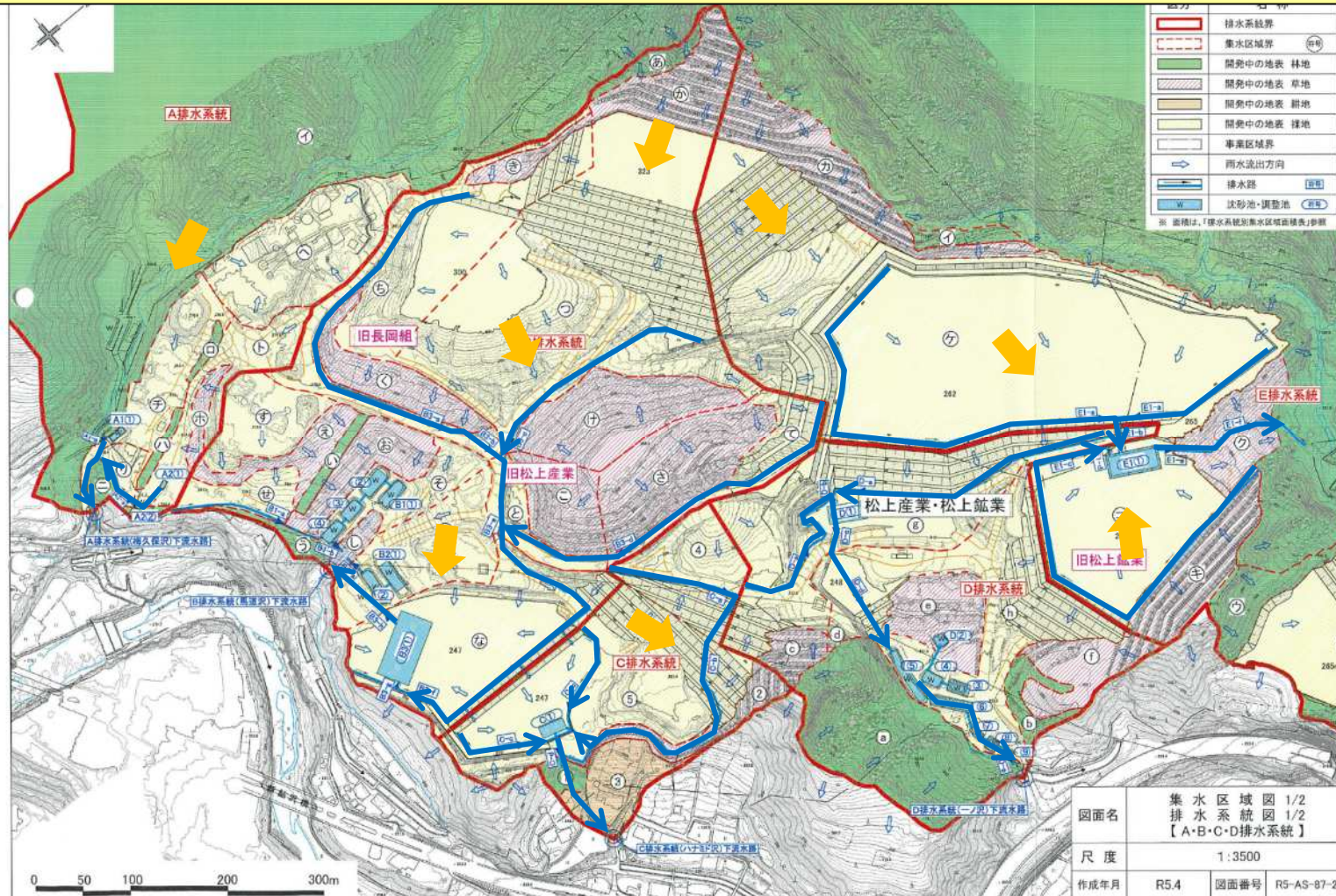
水平層状堆積法
盛土は、最凹部より一層毎に水平層状に堆積する。一層の仕上がり厚は30cm以下とし、その層ごとに締固めをおこなうとともに、必要に応じ雨水その他の地表水を排水するための排水施設の設置等の措置を講じる。

現地写真(切土)

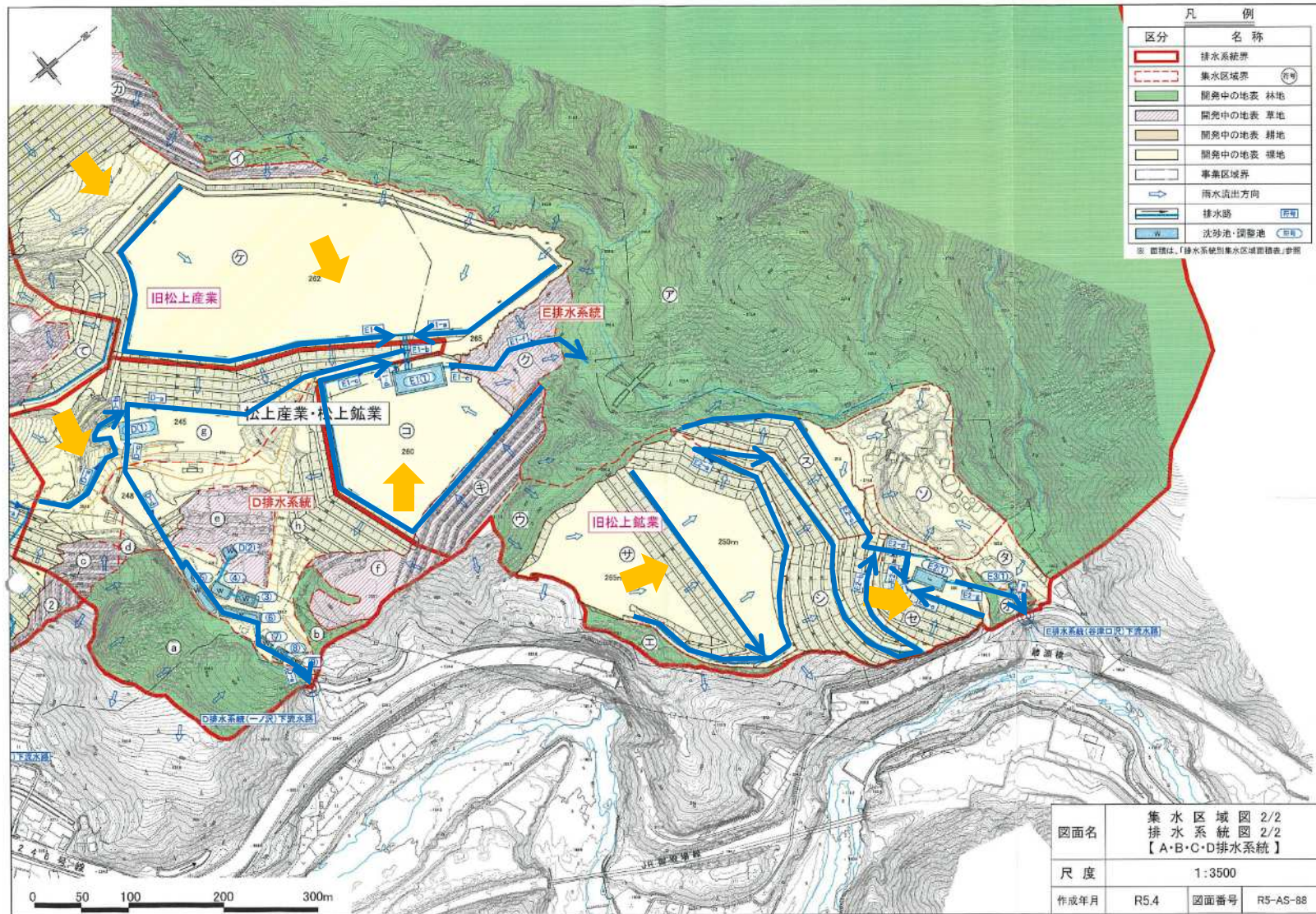


(3) 林地開発許可に係る審査(4つの基準)

○10年に1回あると考えられる降雨量に対し、十分な能力・構造を有する排水施設が設けられる。



(3) 林地開発許可に係る審査(4つの基準)



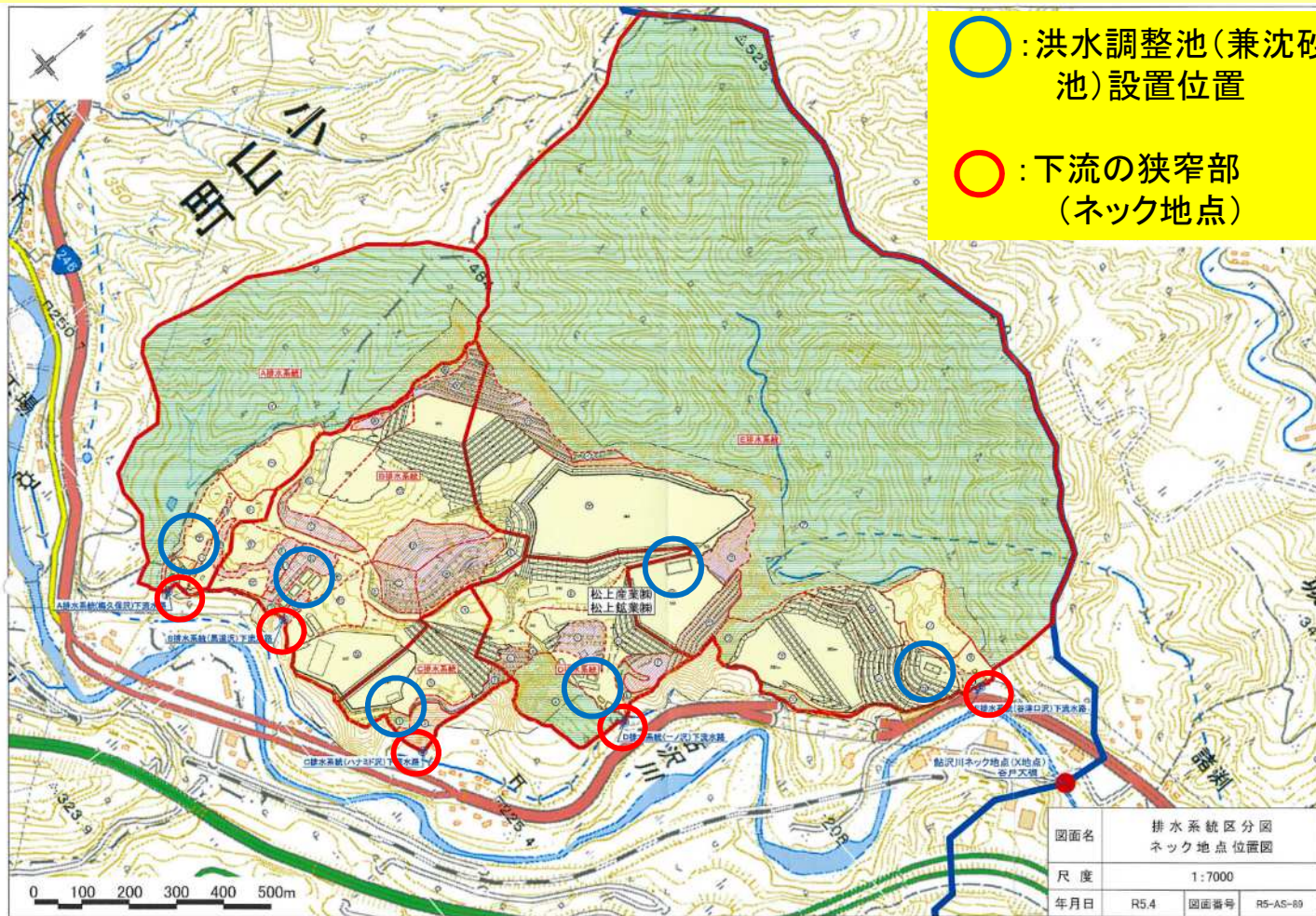
現地写真(排水施設)



(3) 林地開発許可に係る審査(4つの基準)

② 水害の防止

○下流の狭窄部で安全に流下できる流量まで調節するため、洪水調整池(兼沈砂池)を設置する。



現地写真(調整池)



(3) 林地開発許可に係る審査(4つの基準)

③ 水の確保

- 下流部において、当該森林の水源かん養機能に依存する地域は無い。
- 開発区域から土砂が流出しないよう開発区域内に沈砂池(兼調整池)を設置する。

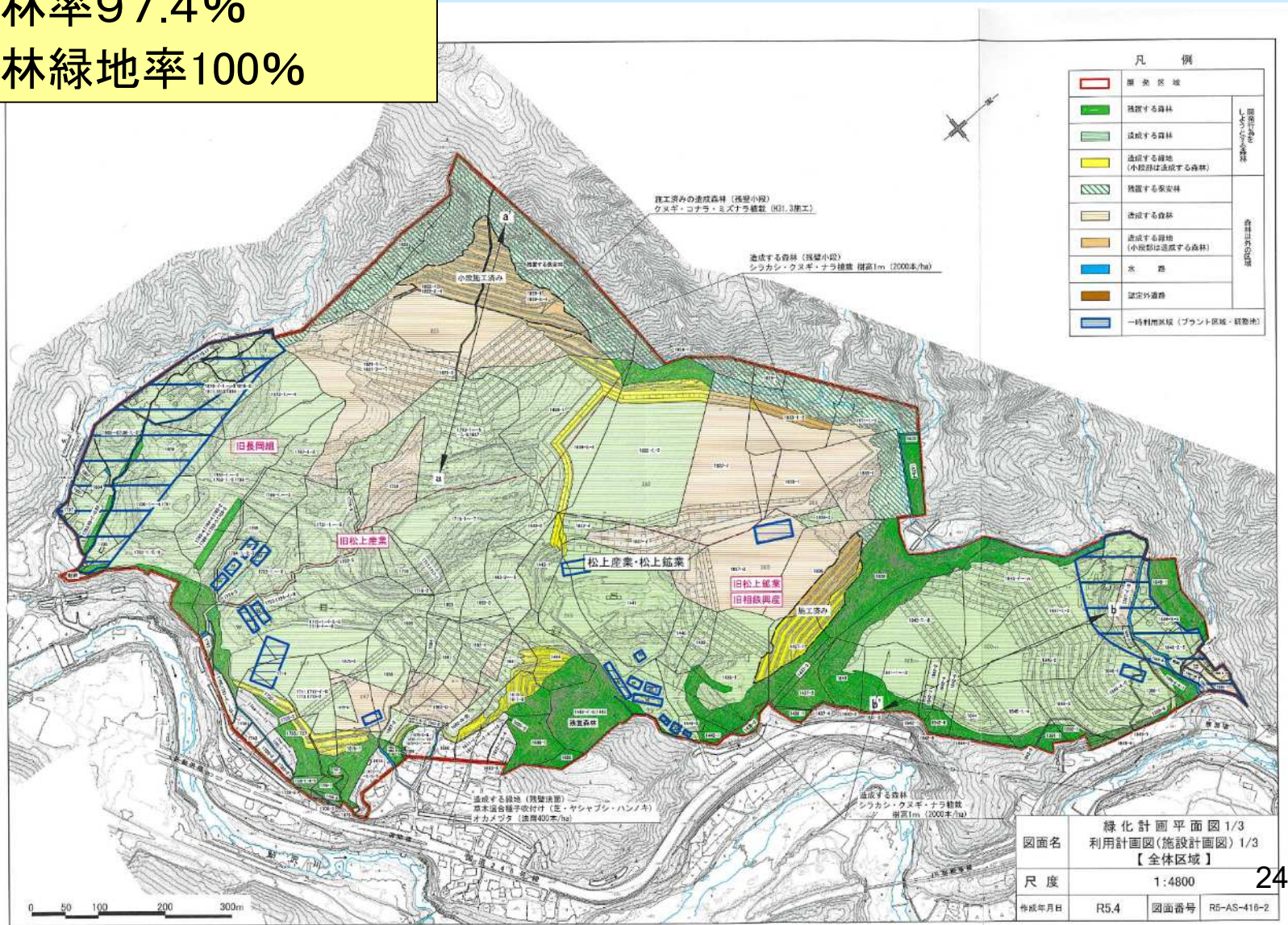


(3) 林地開発許可に係る審査(4つの基準)

④ 環境の保全

森林率97.4%

森林緑地率100%



現地写真(緑化状況)

